平生町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第１条　この要綱は、町内における飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、糞尿等や鳴き声による生活環境被害を防止するとともに、不幸な猫を生み出さないことを目的として、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせる個人に対して、予算の範囲内において飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要事項を定めるものとする。

(定義)

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　飼い主のいない猫　飼い主がなく、町内に住みついている猫をいう。

(2)　不妊去勢手術　雄の精巣を摘出、雌の卵巣又は卵巣及び子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術をいう。

(3)　耳先Ｖ字カット　不妊手術又は去勢手術済みであることを識別できるように、雄猫にあっては右耳に、雌猫にあっては左耳の一部を切断する措置をいう。

(補助対象経費)

第３条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象となる猫に対する不妊去勢手術(耳先Ｖ字カット含む。)に要する経費とする。

(補助対象者等)

第４条　補助金の交付対象者は、町内に住所を有する個人で、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行い、屋内で生涯飼養できない場合は、手術済みであることを識別できる耳先Ｖ字カットを施し、その費用を負担した者とする。

(補助対象となる猫)

第５条　補助金の対象となる猫は、町内に生息する生後6か月以上の猫であり、営利を目的としない猫とする。

(補助金の額)

第６条　補助金の額は、補助対象経費の合計額とする。ただし、1頭につき3,000円を上限とする。

２　補助金の交付は、当該年度において補助金の交付対象者1世帯につき2頭までとする。

(補助金の交付申請)

第７条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、不妊去勢手術の実施前に町長に提出しなければならない。

(1)　手術を受けさせる猫の写真(両耳の状況が分かる正面の顔及び全身が写っているもの)

(2)　手術を受けさせる猫が生息する地域を示した地図

(補助金の交付決定等)

第８条　町長は、[前条](https://www1.g-reiki.net/setouchi/reiki_honbun/r057RG00001248.html#e000000068)の規定による申請を受けたときは、審査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定した場合は、補助金交付決定通知書(様式第2号)又は補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者へ通知するものとする。

(申請の取り下げ等）

第９条　前条の規定による、補助金の交付の決定を受けた者がその申請の取り下げ又は申請内容の変更を行うときは、補助金取り下げ・変更申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

２　前項の規定による申請の取り下げがあった時には、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告及び補助金の請求)

第１０条　不妊去勢手術を実施したときは、補助金実績報告書(様式第5号)及び補助金請求書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1)　手術費用が記載された領収証（写）

(2)　手術が終了した猫の写真

(補助金交付決定の取消し)

第１１条　町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　交付決定を受けた年度内に対象猫に手術を実施しなかったとき、又はできなかったとき。

(2)　偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3)　本要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第１２条　町長は、前条の規定により、第8条の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(免責)

第１３条　手術により生じた問題並びに手術を受けさせた猫に関して生じた問題については、申請者が誠意をもって問題解決に努めるものとし、平生町はその責めを負わないものとする。

(その他)

第１４条　この要綱の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和７年５月1日から施行する。